

令和 7 年 5 月 2 1 日

観光庁観光産業課長 殿

出入国在留管理庁

出入国管理部出入国管理課長

外務省

アジア大洋州局北東アジア第一課長

日韓双方における入国手続の円滑化措置の実施について

今般、日韓国交正常化 6 0 周年という機会を捉え、日韓双方における入国手続の円滑化を図る措置として、本年 6 月 1 日から 3 0 日までの間、両国国内の 2 つの空港において、上陸審査場の外国人審査ブースの一部を優先レーンとして運用することとなりました。同措置の概要について、下記のとおりお知らせするところ、貴庁所管の関連団体への周知に御協力をお願いします。

記

第 1 韓国国民向けの日本側措置について

1 概要

(1) 対象期間

令和 7 年 6 月 1 日 (日) ～ 3 0 日 (月)

(2) 対象空港

羽田空港第 3 ターミナル、福岡空港

(3) 対象便

韓国国内の空港を出発し、9 : 0 0 ～ 1 6 : 0 0 に対象空港に到着する旅客便 (別添対象便リストのとおり)

(4) 対象者

対象期間に入国する日から起算して過去１年以内に日本に１回以上入国歴（例：今回の入国日が２０２５年６月１日である場合は２０２４年６月１日以降の入国歴）がある韓国国籍の方のうち、後記（５）の手順により Visit Japan Web に登録し、対象期間中に短期滞在の在留資格で入国する方

※対象者に同行する配偶者及び一親等以内の家族も、対象者と共に優先レーンを利用することができます。

※過去１年以内の入国歴の有無については、Visit Japan Web により確認を行うところ、入国歴があっても、前回入国時（過去１年以内）に使用した旅券（旧旅券）と今回使用する旅券が異なる（旅券が切り替わっている）場合は、システム上で入国歴を確認することができないため、優先レーンを利用できません。

（５）Visit Japan Web の登録方法

上記（１）～（４）の条件を満たす場合は、Visit Japan Web にて入国審査及び税関申告情報を登録する際、優先レーンの利用確認画面で「はい」を選択後、今回の入国日から起算して過去１年以内に日本に入国した際に旅券に貼り付けられた上陸許可証印のＱＲコードを読み取ると、入国審査及び税関申告用ＱＲコード表示画面において、入国審査優先レーン用のＱＲコードが表示されます。

※今回入国時に使用する旅券と異なる旅券（旧旅券）に貼り付けられた上陸許可証印のＱＲコードを読み取っても、入国審査優先レーン用のＱＲコードは表示されません。

（６）優先レーンの利用方法

対象者は上記（５）の手順により入国審査優先レーン用のＱＲコードを取得し、対象空港の上陸審査場に到着後、優先レーン案内担当の係員に入国審査優先レーン用のＱＲコードが表示されたスマートフォン等の画面を提示すると、同画面を確認した当該係員により優先レーンに案内されます。

２ 留意事項

（１）Visit Japan Web への登録は韓国の空港を出発する前に実施する必要があります。

- (2) 対象者の同行家族として優先レーンの利用が認められるのは、配偶者及び一親等以内の家族（例：両親、子）であり、祖父母や孫、従兄弟、友人等は含まれません。

3 日本側措置の運用に際して御対応いただきたい事項

対外発表後、日本側措置の運用に関する問合せがあった際には、上記1及び2の内容をお伝えいただくか、出入国在留管理庁ホームページ（日本語）又は在韓国日本国大使館ホームページ（韓国語）を御案内くださいますようお願いいたします。

4 問合せ先

日本側措置に関して、御不明の点等がありましたら、以下の連絡先にお問い合わせください。

- 本措置の具体的な運用内容について

出入国在留管理庁出入国管理部出入国管理課（担当：井下、野辺地）

電話番号：045-370-9755（内線4329、6907）

- 日韓国交正常化60周年事業全般・本措置の目的等について

外務省アジア大洋州局北東アジア第一課（担当：早野）

電話番号：03-5501-8000（内線5830）

第2 日本国民向けの韓国側措置について

1 概要

(1) 対象期間

令和7年6月1日（日）～30日（月）

(2) 対象空港

金浦空港、金海空港

(3) 対象便

日本国内の空港を出発し、9：00～16：00に対象空港に到着する旅客便

(4) 対象者

対象期間に入国する日から起算して過去1年以内に韓国に1回以上入国歴（例：今回の入国日が2025年6月1日である場合は2024年6月1日以降の入国歴）がある日本国籍の方のうち、電子入国申告書（e-Arrival Card）を利用し、対象期間中に

短期滞在で入国する方

2 韓国側措置の運用に際して御対応いただきたい事項

対外発表後、韓国側措置の運用に関する問合せがあった際には、駐日韓国大使館ホームページ（日本語）を御案内くださいますようお願いいたします。

3 問合せ先

韓国側措置に関して、御不明の点等がありましたら、駐日韓国大使館にお問い合わせください。

添付物 対象便リスト